

204 思想取締方策具体案要綱の件に付通牒〔昭和八年九月〕

閣甲第五一號 起 昭和八年九月十四日
 案 昭和八年九月十五日 施行
 裁可 昭和 年 月 日 施
 決定 昭和八年九月十五日 行

(注記1)

内閣書記官 (横徳) (稲山)

内閣総理大臣 花押 (齋藤) 内閣書記官長 (堀切)

外務大臣 花押 (山本) 陸軍大臣 花押 (荒木) 文部大臣 通信大臣 花押 (南)

内務大臣 花押 (山本) 海軍大臣 花押 (天島) 農林大臣 花押 (後藤) 鉄道大臣 花押 (三上)

大蔵大臣 花押 (高橋) 司法大臣 花押 (小山) 商工大臣 花押 (中島) 拓務大臣 花押 (永田)

(注記2)
 別紙思想対策協議委員報告思想取締方策具体案要綱ヲ審査スル
 二右八大体ニ於テ相当ノ儀ト被認ニ付右報告ニ基キ關係各庁ニ
 於テ關係事項調査ノ上夫々其ノ実施ヲ期スルコトニ閣議決定相
 成然ルヘシ

關係各庁宛通牒案

(加筆) 昭和八年(加筆)月(加筆)日

内閣書記官長

内務大臣
 大蔵大臣
 司法大臣
 文部大臣
 通信大臣
 宛 (各通)

今般思想対策協議委員ヨリ思想取締方策具体案要綱別紙ノ通報
告有之右ハ大体ニ於テ相当ノ儀ト認メ右報告ニ基キ關係各庁ニ
於テ關係事項調査ノ上夫々其ノ実施ヲ期スルコトニ閣議決定相
成候条依命此段及通牒候

思想対策協議委員ハ思想取締方策ノ具体案ニ付協議シタル結果
本日別紙要綱ヲ議決シタリ
右及報告候

昭和八年九月十四日

思想対策協議委員

内閣書記官長 堀切善次郎 印

思想取締方策具体案

思想対策ノ一トシテノ思想取締方策ハ最近ニ於ケル不穩思想運
動ノ情勢ニ鑑ミ之ガ取締ノ実績ニ徴シ、現行取締法令ノ運用ヲ
一層適切ニシ之ガ欠ヲ整備シ、以テ取締ヲ強化シテ不穩思想
ニ対スル予防鎮圧ヲ完カラシムルニ在リ。其ノ具体案凡ソ左ノ
如シ。

- (一) 國家変革ニ関スル犯罪ト私有財産制度否認ニ関スル犯罪ト
ヲ分離シテ別個ニ規定スルコト
- (二) 國体変革ニ関スル犯罪ニ就テハ其ノ罰則ヲ整備スルコト
- (1) 刑罰ヲ重化スルコト
- (2) 所謂外廓団体ニ関スル処罰規定ヲ設クルコト
- (3) 國体変革ニ関スル事項ヲ宣伝シタル者ニ対スル処罰規定

ヲ設クルコト

- (三) 國民道德ノ根本ヲ害スル言論著作ニ対シテハ取締ヲ嚴ニス
ルコト
- (四) 特別ナル訴訟手續ヲ制定スルコト
- (1) 捜査上ノ必要ニ基キ一定ノ条件ノ下ニ被疑者ヲ勾引又ハ
勾留シ得ル新ナル規定ヲ設クルコト
- (2) 管轄移転ノ規定ヲ設ケ特定ノ裁判所ヲシテ事件ノ審理ヲ
為サシムルコト
- (五) 檢察機關ト特別高等警察機關トヲ充實整備シ相互ノ組織的
連絡ヲ密ニシ以テ其ノ機能ヲ充分發揮セシムルコト
- (六) 思想犯人ノ教化乃至再犯防止ノ為特別ノ制度ヲ設クルコト
- (1) 予防拘禁又ハ不定期刑等特別拘禁制度ヲ考慮スルコト
- (2) 被釈放者ニ対スル保護觀察制度ヲ確立スルト共ニ其ノ教
化指導ノ為ニ施設セラルル國体ヲ擁護助成スルコト
- (3) 受刑者ニ対スル教化指導ノ施設ヲ充實スルコト
- (七) 治安警察法中結社禁止及秘密結社ニ関スル規定ヲ改正シ取
締ヲ一層嚴密ニスルコト
- (八) 出版物納本ノ勵行ヲ徹底セシムル為納本制度ヲ整備シ違反
者ニ対スル刑罰ヲ重化スルコト
- (九) 不穩出版物ニ関シテハ発売頒布禁止及差押等ノ処分ニ付地
方長官ノ權限ヲ考慮スルコト
- (十) 不穩思想宣伝煽動ノ具ト認メラルル新聞紙雜誌ノ發行停止
ノ制ヲ設クルコトヲ考慮スルコト
- (十一) 出版犯罪中實質犯ノ刑罰ヲ重化シ且出版法ヲ改正シテ新聞

紙下同様ニ安寧秩序ヲ紊ス文書図画ヲ出版シタル場合ニ於テモ処罰スルノ規定ヲ設クルコト

(四) 新聞紙ニ依ル出版犯罪ノ責任者制度ノ改善ヲ考慮スルコト
現行制度ノ下ニ於テ内務、通信、大蔵等ノ諸省ニ分掌セラ

レ居ル検閲事務ニ付統一セル方針ノ下ニ一層緊密ナル連絡ヲ保チ処理ノ敏活ト統一トヲ期スルコト

(五) 検閲機関ヲ整備拡充シ検閲係官ノ地位ヲ向上セシムルコト

(六) 検閲警察ノ執行ヲ一層徹底セシメ以テ検閲警察ノ目的ノ貫徹ヲ図ルコト

(七) 現在ニ於テ検閲ノ対象トセラレ居ル出版物、活動写真フィルム、演劇脚本、ラヂオ放送等ノ外ニ尚思想発表ノ手段トシテ社会的ニ相当ノ影響力ヲ有シ検閲ヲ必要トスルモノアラバ将来之ガ為メノ検閲制度ヲ設クルコト

(注記1)

(三種)

(注記2)

「十」(簿冊内件名番号)

「昭和八年 公文雑纂 内閣 各種調査委員会 卷二ノ二」
2A. 14. 2017